

KANUMA版コミュニティ・スクール

KANUMA
TOCHIGI JAPAN
STRAWBERRY CITY

R3・4年度版

子供たちの笑顔のために

学校・家庭・地域がつながろう

社会の急速な発展により、地域の関係性が希薄化し、学校を取り巻く問題は複雑化・困難化して、子供たちに様々な影響が出ています。そこで、文部科学省では、開かれた学校教育を展開し、学校と地域が目標を共有して、(教職員の働き方改革・地域の人材育成・地域創生を含めながら)子供たちの豊かな成長を目指し「コミュニティ・スクール」制度を立ち上げました。学校・家庭・地域が連携し、一層の協働体制をとることが求められています。

鹿沼市では、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」を一体的に進め、「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」に取り組んでまいります。令和5年度4月からは、全ての市立小中学校で「コミュニティ・スクール」を導入します。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



学校運営協議会

意思決定機関

協議内容

- ①学校運営に関する基本的な方針の承認
- ②学校運営に関する学校や教育委員会への意見の申し出等

地域とともにある学校づくり

学校

連携・協働

地域



地域学校協働活動

行動機関

活動例

- ・地域人材活用の教育支援
- ・防災学習
- ・ふるさと発見学習等

学校を核とした地域づくり



コーディネーター⇒軸(つなぐ)

コミュニティ・スクールってなんだろう？

ANSER

「コミュニティ・スクール」とは、文部科学省が、学校・家庭・地域が手を取り合って、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育てようと作った制度です。鹿沼市では、生涯学習課と学校教育課が中心となって、推進しています。



「コミュニティ・スクール」は、簡単に言うと「**学校運営協議会**」がある学校で、鹿沼市には、令和3年度現在では、5校あるんだ。令和4年度には、8校増えて13校になる予定だよ。そして、さらに令和5年度には、市内の全市立小中学校に「**学校運営協議会**」を設置する予定なんだ。



「学校運営協議会」の説明してくれる？



学校と地域の方々が、どのような子供を育むか、教育の目標とビジョンを共有して、学校と地域が連携し、どんなことができるか話し合う会だよ。学校の意見を聴き、教育委員会が委嘱した委員さんたちが、話し合いをするんだよ。



さらに詳しい説明は、次ページへ

ところがね、地域も同じようなことを既にやっているんだよ。それはね、「**地域学校協働活動**」と言って、**子供たちの心豊かな育みを支え見守る様々な取組を**、公民館、コミュニティ推進協議会、青少年健全育成市民会議、他の組織や団体がやってくれているんだ。



ふうん。そうなんだ。ありがたいね。でも、よくわからないから「**地域学校協働活動**」のことも教えてくれる？



実はね、地域では、ずいぶん前から「**学校支援地域本部**」って言う名前で、子供たちのための活動をしていたよ。だけど、横のつながりがなかったり、決まった人をお願いしたり、長く続かなかったりするという問題があったんだ。そこで、文部科学省は、地域の様々な活動や団体を緩やかなネットワークでつないで、活動しやすくしたらどうだろうと、「**地域学校協働活動（本部）**」という名前に変えて、取組を見直したんだ。**地域と学校がパートナーとして、それぞれの立場でできる活動をしていき、「連携・協働」しながら子どもたちの成長を支え見守ることになったんだ。その活動のことだよ。**今までは地域が学校を「支援」するイメージだったけど、これからは、地域と学校が手を取り合って「**連携・協働**」するイメージになるんだね。

だから、「コミュニティ・スクール」と「**地域学校協働活動**」は、**両輪**となって、一体的に推進していかななくてはならないんだ。



これについても、次ページ以降さらに詳しく説明します。

学校運営協議会ってなんだろう？



法律(地方教育行政の組織及び運営に関する法律47条の5)に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。



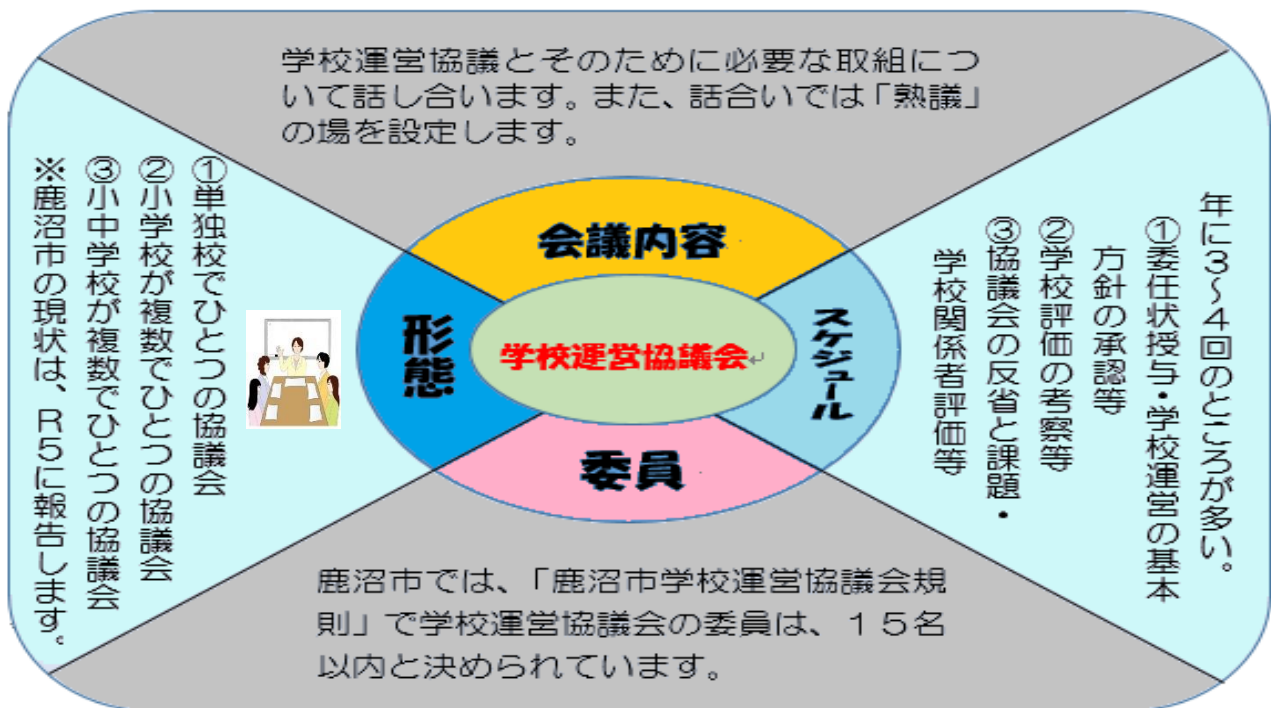
●学校運営協議会の機能(役割)

- ①校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること
- ②学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べること



※鹿沼市は「③教職員の採用・任用に関して意見を述べることができる」については含んでいません。

〈鹿沼市学校運営協議会のあれこれ〉



どのような方が委員になるといいの？

- 対象学校が所在する地域の住民
 - 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等
 - 当該学校の運営改善に関する活動を行っている者
 - その他当該教育委員会が必要と認める者
- (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5より)



このような方を考えるといいでしょう。

- ①コミセン所長
- ②自治会協議会関係者
- ③青少年育成市民会議関係者
- ④コミュニティ推進協議会関係者
- ⑤民生児童委員関係者
- ⑥交通安全関係者
- ⑦地域コーディネーター
(学校支援ボランティアコーディネーター)
- ⑧子ども会育成会関係者
- ⑨スポ少関係者
- ⑩PTA会長 等



地域学校協働活動ってなんだろう？



地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

地域は、今まで様々な地域団体の取組を通して学校や子供たちを支援してきました。例えば、学校支援ボランティア、放課後子ども教室、子ども会育成会、スポーツ少年団、青少年育成市民会議、コミュニティ推進協議会・・・その他いろいろな地域の団体等があります。

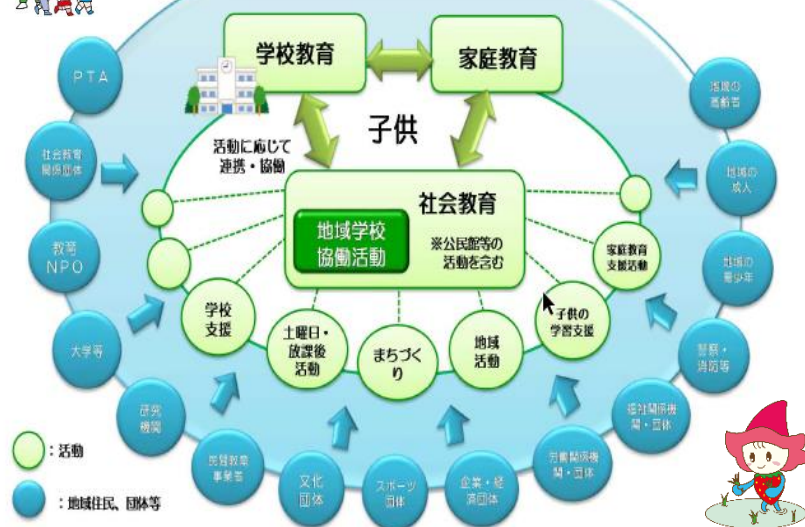
今後は、コミュニティ・スクールの制度を活用してこれまでの活動を見直し、整理統合しながら「緩やかなネットワーク」を作ります。そして、「連携・協働」を進め、より効果的で持続可能な活動を目指して、子供たちの笑顔を増やしていきます。

地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



文部科学省 HP より



「AWANO夢咲くフェス」で画家本人と絵画の鑑賞授業をする中学生



放課後子どもスクール



地区の文化祭で、公民館に子供たちの作品を展示



地元の方が講師となって行う地域の森林学習



鹿沼市生涯学習課
TEL 63-3498
鹿沼市学校教育課
TEL 63-2236